

# 消費者庁におけるライターに関する 消費者広報について

## ライターの火遊びによる火災に関する注意喚起について

消費者庁においては、3月末にライターの火遊びによる火災に関する調査を取りまとめ、子供の死傷者が多い実態を踏まえて注意喚起を行ったところでありますが、その後もライターに起因すると疑われる火災により子供が死傷する事故が続いており、更なる取組の強化が求められています。このため、4月15日に開催した消費者安全総括官会議においては、関係府省庁が連携して、注意喚起の徹底や新たな規制の検討等に取り組んでいくことを確認したところです。

今後、消費者庁においては、別紙の内容により、ライターの火遊びによる火災に関する注意喚起を一段と図っていくこととしております。

また、不要なライターの廃棄については、各自治体のルールに従った廃棄を促進するとともに、関係団体等における回収、廃棄等に係る検討状況について情報収集し、こうした団体の取組みを廃棄の促進に活用することについても検討してまいります。

< 本件問い合わせ先 >  
消費者庁 消費者安全課  
田中、松尾  
TEL: 03 - 3507 - 9201

# ライターの花遊びによる火災を防ぐには、 周囲の大人の注意が欠かせません！！

## ①子どもの手の届かないところにおきましょう

家の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。

## ②子どもに火遊びの怖さを教えましょう

子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火の怖さを教えることも大切です。



## ③不要なライターはきちんと捨てましょう



利用しなくなったライターが、家の中にあいませんか？  
注)約6億個のライターが流通(国民一人当たり、5～6個に相当。)

ライターはガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

**【ガス抜きが重要】**

ガス抜きに関する詳細は日本喫煙具協会ホームページをご覧ください：

<http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>

## ④子どもが簡単に使えないライターが検討されています

子どもが簡単に火を点けられないような仕組み(チャイルドレジスタンス機能)をライターに付けることが検討されています。

注)米・EU諸国では、既にチャイルドレジスタンスのライター規制が導入されています。  
(チャイルドレジスタンスとは、子どもが簡単に操作できないようにすること)